

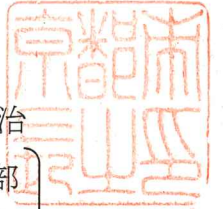
環 環 保 第 8 号
令 和 7 年 4 月 1 8 日

日本郵便株式会社
代表取締役社長 千田 哲也 様

京都駅ビル開発株式会社
代表取締役社長 若菜 真丈 様

京 都 市 長 松 井 孝 治

担 当 環境政策局環境企画部
環 境 保 全 創 造 課
TEL 075-222-3951



「京都プロジェクト（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和6年11月7日付けで提出されました標記環境影響評価準備書について、京都市環境影響評価等に関する条例第32条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べますので、本意見を勘案して、環境影響評価書を作成してください。

(別 添)

「京都プロジェクト（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見

京 都 市 長

- 1 本事業が容積率等の緩和を提案予定であることを踏まえ、それが環境負荷増大につながらないように、事業実施時点における最先端の技術及び知見について、柔軟に導入するよう努めること。
- 2 供用後の大気汚染の予測について、近隣建築物によるダウンウォッシュを加味して評価を行うこと。
- 3 工事中及び供用後において、大気汚染の影響評価が環境基準以下であっても、病院等の配慮が必要な施設には、緊密に連絡を取りながら必要な配慮を行うこと。
- 4 大気汚染に関する予測の年平均値から日平均値への変換については、相関係数に加え散布図についても記載すること。
- 5 台風等の強風時において、仮囲いやシートなどが飛散することのないよう、適切に対策すること。
- 6 事業計画地は病院及び教育施設の至近であることから、夜間工事はもとより、昼間の規制基準及び環境基準の範囲内である工事であっても、騒音及び振動による問題のないよう十分に配慮すること。
- 7 地下水について、揚水可能量を調査し、悪影響がない範囲で利活用計画を策定するとともに、供用後も継続的にモニタリングを行い、周辺への影響が懸念される場合は、使用を中止するなど適切な環境保全措置を実施すること。
- 8 緑化計画は、人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉える「ワンヘルス」の考え方を取り入れるとともに、新たに形成される生態系とその影響を踏まえたものとする。また、供用後に形成された生態系について、可能な限り生物種を把握するとともに、事後調査報告書に記載すること。
- 9 鳥類の移動を阻害しかねない高さの建築物であり、鳥類が認識しにくい外壁・ガラス等ではバードストライクの危険が高まることから、施工に当たっては適切な措置を実施すること。また、供用後にバードストライクが発生した場合は、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

- 10 事業予定地は、付近に世界遺産が存在する立地であり、専門家等の助言を受けながら、景観を阻害しない、京都らしい形態意匠を備えた計画とすること。
- 11 建設発生土は、必要に応じて有害物質含有量等を調査するとともに、問題のない建設発生土については、可能な限り有効利用に向けて取り組み、処分量の削減に努めること。また、工事に伴い発生する廃棄物の減量に努めること。
- 12 供用後に発生する廃棄物は、廃棄物の減量、再資源化をより一層推進するため、ごみの減量や分別排出などの取組を入居テナントに確実に実施させるための方策を講じること。
- 13 食品廃棄物や落ち葉など、バイオマスとして活用しうる廃棄物について、堆肥化等による再利用など、積極的に発生量の低減に取り組むこと。
- 14 温室効果ガス排出量については、材料調達から廃棄物処理までのライフサイクル的評価を行うとともに、最新の技術を積極的に取り入れつつ、市内産木材等の利用を進めるなど、温室効果ガスの削減に関する適切な環境保全措置を実施すること。
- 15 エネルギー収支について、省エネを徹底するとともに、創エネについて最新の動向を十分踏まえた先進的な技術を取り入れるなど、エネルギー収支の最小化を目指すこと。
- 16 人々が安全に通行できるよう、風害に関する適切な環境保全措置を実施すること。京都駅との接続部分などにおいて、予測を超える風が吹くなど重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を実施すること。
- 17 電波障害が予測される範囲においては、適切な環境保全措置を実施すること。
- 18 本意見に基づき、環境影響評価準備書の内容に検討を加え、環境影響評価書を作成するとともに、環境影響評価書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

以上